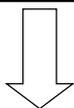
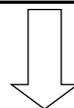


【市有財産随意契約（先着申込順）による売却手続きの流れ】

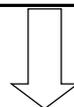
<p>契約申込 (市有財産随意契約申込)</p>	日にち	令和8年3月16日(月) から
	時間	午前9時30分から午後3時30分まで (土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く。)
	場所	西尾市資産経営局資産経営課 (西尾市役所3階)
	ご用意いただくもの	<ul style="list-style-type: none"> ①市有財産随意契約申込書 ②委任状(代理人により申し込む場合) ③誓約書 ④申込者と代理人の本人確認書類(運転免許証、法人登記簿等)



<p>契約 (契約保証金の納付)</p>	日にち	売払いの決定に係る通知があった日から10日以内
	場所	西尾市資産経営局資産経営課 (西尾市役所3階)
	注意事項	<p>※契約保証金は、契約金額の100分の10以上の金額を納付してください。</p> <p>※契約の締結の際には、事前に担当までご連絡ください。 電話0563-65-2156(ダイヤルイン) 資産経営担当</p>
	ご用意いただくもの	<ul style="list-style-type: none"> ①契約保証金(契約金額の100分の10以上の額) ②収入印紙(契約書貼付用) ③印鑑(契約書押印用) 等 ※詳細は売払いの決定に係る通知に記載



<p>売買代金の納付</p>	日にち	契約日から35日(5週)以内
	注意事項	<p>※契約保証金は売買代金の一部に充当することとします。残金を納入してください。</p> <p>※売買代金が完納された時、所有権は移転し、売買物件は現状のまま引き渡されたものとします。</p>



<p>所有権移転登記</p>	<p>所有権移転登記は西尾市が行います。 (所有権移転に掛かる登録免許税は購入者の負担となります。)</p>
----------------	--